

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 58 号
2024 年 7 月

目 次

新代表理事就任の挨拶	1
旧代表理事退任の挨拶	3
[書評]	
「デモクラシー」概念を廃棄する——Herman Cappelen, <i>The Concept of Democracy: An Essay on Conceptual Amelioration and Abandonment</i> を読む 山口晃人	4
政治的リベラリズムのフェミニズム的ポテンシャル?——Gina Schouten, <i>Liberalism, Neutrality, and the Gendered Division of Labor</i> を読む 宮本雅也	8
[会務報告]	
2023 年度会計報告書	11
2024 年度予算案	12
2023 年度第 3 回理事会議事録	13
2023 年度第 4 回理事会議事録	15
2024 年度第 1 回理事会議事録	17
[2025 年研究大会]	
第 32 回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ	19
第 32 回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ	21
政治思想学会「学会報告奨励賞」(2024 年度)のご案内	22
「海外招聘候補者希望フォーム」による受付のお知らせ	23

新代表理事就任の挨拶

代表理事 安 武 真 隆 (関西大学)

このたび、2024年5月から2年間、政治思想学会の代表理事を担当することとなりました。就任直前まで、大した覚悟も準備もなかったこともあり、前後の引き継ぎの段階からマキアヴェッリの「新君主」の境遇を体感しているところです。とはいえ長年理事を担当していたこともあり、学会運営の今後のあり方について思うところが全く無いわけではありません。既に歴代の代表理事が提起された様々な課題や提案を引き継いでいくことは勿論のことですが、ここでは新代表理事として、この学会を安定的に維持するために何を課題と考えるのかの一端を披露することで、就任の挨拶とさせていただきます。

これまで幾つかの学会活動に関与してきましたが、政治思想学会には、思想・理論・歴史を扱う関連学会にはあまりない特徴があります。ここでは、理事会の編成・運営のあり方に着目しましょう。他の類似の学会では、理事（幹事）の選任にあたって、会員による投票による上位得票者を候補とし（さらに選出された理事主導で会員の中から追加指名を行うケースもある）、その在任期間については、任期を定め再任回数を制限するなどの上限を設けていることが多いようです。

これに対し政治思想学会では、退任する理事の補充として、理事候補者の選出は「専門、地域、年齢、性別等に配慮」しつつ（「政治思想学会理事候補選出に関する申し合わせ」2003年10月4日 第二回理事会決定）、事実上理事会・代表理事主導で行われており、総会での事実上の承認（規約上は「選任」）はあっても、選挙は行われていません。また理事の任期についても、着任から12年経過した者に対してその継続の意思確認をすることにはなっていますが、定年までは担当できる仕組みとなっています。

こうした理事会のあり方に対して、任期を定

め、選挙などによる選任に切り替え「民主化」すべきだ、との意見もあるかと思います。他方で、選挙では大都市や特定分野の会員に候補が偏りやすく、選任後の理事会の編成や各種の調整で苦労が多いとも聞きます。また理事会や事務局には、今年度の研究大会のテーマを借用すれば、「私たちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす」「ケア労働」に相当する業務も少なくありません。査読など守秘義務を伴う業務もあり、競争的で頻繁に構成員の交代も想定される選挙がどこまで馴染むのか、検討の余地がありそうです。

とはいえ、本学会のかかる構造的な特性故に、一般会員の満たされていないニーズが気付かれにくい上に、理事会が担っている無償の「ケア労働」も一般会員にとって可視化されにくい、という問題が発生しやすいようにも感じています。特に前者については、近年の若手研究者を取り巻く環境は大きく変化しており、ポストの減少と同時に、評価に際して、博士号、単著、外国語での発信や海外研究者との共同研究の有無などが求められることが一般的になってきました。また各種の研究會や他学会でのセッションを積極的に企画・立案をしている若手研究者も目立ってきました。こうした新しい動きに対して旧世代に属する私としてはアップデートを怠らないよう心掛けたいと思っています。

さらに新代表理事としては、学会の基本構造を大幅に変えることが当面現実的ではないにしても、本学会の組織的特性を踏まえて、従来の慣行を尊重しつつも、学会全体としての安定的な調和と長期の持続のために、「ケア労働」を可視化するとともに、一般会員の声が届きやすいような、理事会運営や編成を目指したいとも考えていま

す。幸いにして、木部代表理事（当時）のご尽力もあり、2024年度の理事会では、8名の理事の新旧交代があり、理事会の雰囲気も大きく変わることになりそうです。近い将来の一層の世代交代を見据え、さらに一時的な増員を検討しても良いのかも知れません。また国際交流委員会（欧米）からは、海外研究者の招聘について一般会員からも候補者を募る「海外招聘候補者希望フォーム」が提示されることになりました。

さらに既に制度化されながら十分に活用されていない仕組みとしては、研究大会における「公募セッション」があります。将来的には、国際交流の仕組みと連動させ、大御所の講演形式が多い「国際シンポジウム」に拘らず、中長期的に交流が期待できる（近隣のアジア諸国も視野に入れ）中堅・若手研究者を交えた英語でのセッションの開設にも活用され、ひいては国際共同研究・国際共著といった展開にもつながるようになれば、と個人的には夢想もします。

この学会を安定的に維持するために、もう一点懸案と考えているのが、ホームページ等の更新です。今後の担当者の負担が少ないよう、大胆に業務委託を進め、あまり技術的なことに通じていない会員でも操作・運営できる様な枠組が必要だと感じています。また中長期的に見れば、この学会単独での存続のみならず、構成員の重複の多い近隣学会との連携や緩やかな連合の可能性も視野に入れて、研究内容や研究評価スタイル等については学会としての独自性を残しつつ、会員・会費の管理や広報のあり方などは、可能な限り標準化しておくことが望ましいとも考えています。その意味では、既に他の類似の学会では導入されている仕組みやノウハウから学ぶことは多いでしょう。技術的なことに疎い私としては、ホームページ委員の方々のご負担になる提案で大変恐縮なのですが、任期中に方向性を固められるよう尽力したいと思います。

以上、学会が直面する課題について、新代表理事として思うところを述べさせていただきました。会員の皆様のご理解とご協力、さらにご提案を、心からお願いする次第です。

旧代表理事退任の挨拶

木 部 尚 志 (国際基督教大学)

2024年5月27日をもって政治思想学会の代表理事を退任いたしました。僕が代表理事に就任したのは2022年5月22日ですが、それは、コロナ禍のもとでの学会運営という難しい課題にうまく対応された松田前代表理事体制からのバトンタッチでした。振り返ってみるとその時から退任までの二年間は、学会がコロナ禍のダメージから回復してゆくプロセスであったと思います。『政治思想学会会報』54号での代表理事就任の挨拶で述べたように、このプロセスを促進することが自分の課題の1つであると考えてきましたが、特別に何かをするまでもなく、自然に回復していったように見受けられます。

いま一つの課題として就任の挨拶で述べたのは、いくつかの点で研究者の交流や参加をサポートするという課題でした。一つは、若手研究者と海外の研究者のネットワークの形成をサポートすることで、それは(1)2023年の日韓学術合同学術会議での若手研究者参加の公募や(2)2024年度研究大会の国際シンポジウムへの韓国政治思想学会派遣の若手研究者の参加といった形で実現できました。第二の課題は、女性の研究者のサポートでした。そのために2024年度研究大会で(1)学会託児、(2)同伴の中高生の居場所作り、(3)一時保育利用への補助、(4)子供同伴にフレンドリーな懇親会費という方策を導入しました。利用者がごくわずかしかなかったことは、こうした方策に加えて、さらに検討すべき課題が示唆されているように思われます。第三の課題は、地方在住の研究者へのサポートですが、国際シンポジウムのオンライン配信は、第二の課題とともに、この課題に応えるためのアイデアでした。第四の課題はシニアの研究者へのサポートです。残念ながら具体的な方策は実現できていません。とはいえ、それがサポートになるのか疑問ではあります

が、2024年の研究大会で実に5年ぶりに開催した懇親会は、シニアの先生方と久しぶりに交流する機会ともなりました。対面でのコミュニケーションの重要性を痛感した次第です。

実務能力に乏しい僕のような人間が代表理事を務めることができたのは、みなさんのご理解とご協力のおかげです。心からお礼申し上げます。事務局を務めてくださった田畑真一さんが大変苦勞されたのは、言うまでもありません。改めて感謝の意を表したいと思います。さて、安武新代表理事体制のもと、政治思想学会が新しい歴史を刻むこととなります。皆さんの益々のサポートをお願いいたします。

「デモクラシー」概念を廃棄する

—Herman Cappelen, *The Concept of Democracy: An Essay on Conceptual Amelioration and Abandonment* (Oxford University Press, 2023) を読む

山口 晃 人 (日本学術振興会)

「デモクラシー」は、私たちにとって非常になじみ深い概念である。古代ギリシャ以来、様々な哲学者や思想家が「デモクラシー」について議論してきたし、日常生活においてもニュースなどでその話題を耳にしない日はない。しかしながら、本書では、大胆にも「デモクラシー」の「廃棄 (abandonment)」が主張される。

著者のハーマン・カペレンは、概念工学を専門とする言語哲学者である。1989年にオックスフォード大学を卒業、1996年にカルフォルニア大学バークレー校で哲学博士号を取得した。その後、オスロ大学などを経て、2020年からは香港大学哲学科の主任教授を務めている。カペレンの他の著作として、単著では *Fixing Language: An Essay on Conceptual Engineering* (2018) があり、その他多数の共著が出版されている。日本でも、ジョシュ・ディーバーとの共著が2022年に翻訳・出版されている (『バッド・ランゲージ: 悪い言葉の哲学入門』)。

まず注意すべき点は、本書は政治体制としての「デモクラシー」に反対するものではないということだ。その点で、プラトンの『国家』やジェイソン・ブレナンの『アゲインスト・デモクラシー』のように、「エピストクラシー (知者の支配)」のような制度的代替案を提示し、「デモクラシー」に反対する著作とは異なる (p.4)。

カペレンの言う「廃棄」とは「定着した表現と概念のペアが流通しなくなるプロセス」を意味する。つまり、本書が主張するのは、「デモクラシー (democracy)」および「民主的 (democratic)」という語 (Dワード (the D-words)) の使用をやめることである。カペレンによれば、「「デモクラシー」という語は意味的にも、認知的にも、コミュニケーション的にも欠陥があり」、それよりも優れた語は簡単に手に入るので、「デモクラシ

ー」は廃棄した方がよい (p.3)。

本書は全5部、12章からなる。第I部 (第1章～第4章) では、概念工学における廃棄論が説明される。第II部 (第5章と第6章) では、「デモクラシー」および「民主的」という語の現在の用法が扱われる。第III部 (第7章～第9章) では、「デモクラシー」の廃棄論が提示される。第IV部 (第10章と第11章) では、廃棄論の代替案として、「デモクラシー」の改善論が検討される。第V部 (第12章) では、廃棄論に対する批判への応答がなされる。ただし、本書はやや議論の重複が多く、構成がわかりにくい部分があるため、本書評ではある程度議論を再構成しながら、本書の要約を行う。そのため、以下の整理には、評者の解釈が一部含まれていることにご留意いただきたい。

まず、カペレンによれば、概念工学は、「(i) 概念、より一般的には表象装置の評価、(ii) 表象装置に対する改善提案、(iii) 提案された改善策を実行に移す努力」の三段階からなる (p.6)。その中で、廃棄論は、「(ii) 表象装置に対する改善提案」として、概念の廃棄、使用中止を求めるものと理解できる。廃棄の例としては、科学における「フロギストン」の廃棄が有名であろう。物体の燃焼に関するフロギストン説はラボアジエによって否定され、「フロギストン」という語は使われなくなった。本書では他の廃棄の (提案) 例として、人種的・民族的中傷、「神」などの宗教用語、「直観」といった哲学用語などが挙げられる (pp.17-21)。

次に問題になるのは、他の用語と同様に、なぜ「デモクラシー」も廃棄されるべきなのかということである。カペレンによれば、廃棄を支持する一般的な論拠として、「ミスマッチ (mismatch)」、「言葉上の論争 (verbal disputes)」、「帰結主義的議論 (consequentialist arguments)」、「もっとう

まくやれる (Can Do Better)」の4つが存在する (pp.23-40)。そして、「デモクラシー」については、これらの論拠が揃っており、したがって廃棄が強く支持される。

まず、「ミスマッチ」について見てみよう。ミスマッチとは、話者がある表現を用いて話したい内容と、その表現の意味内容が異なることを意味する (pp.24-32)。第一に問題となるのは、「デモクラシー」の幅が広すぎることである。民主的な決定には、夕食に何を食べるかを決めるという単純なものから、国家による決定に至るまで様々なレベルのものがある。しかしながら、それらの決定を架橋するような共通の特徴は存在しない (pp.111-114)。第二に、「デモクラシー」という語には、感情、情動、記憶、心的イメージなどを誘発する「語彙効果 (lexical effect)」がある。そして、「デモクラシー」という語は、明確な考えを表明するためではなく、この語彙効果のために、「チーム・デモクラシー」への忠誠を示す空疎なレトリックとして用いられる (pp.90-93)。このような用法が支配的である限り、意味の収斂は期待できない (pp.114-115)。第三に、「デモクラシー」の場合、明確な意味を定めてくれる専門家もいない。①誰が専門家であるかについての合意がなく、②専門家の間での定義の合意もなく、③定義の収斂も目指されてこなかったからである (pp.117-119)。したがって、「デモクラシー」という語は無意味であるか、意味があっても、その意味は話者が話したいものとは別物になってしまう (p.106)。

第二の論拠である「言葉上の論争」は、人々が同じ表現を異なる意味で用いることから生じる論争である (pp.32-35)。話者によって「デモクラシー」という語の意味内容に大きなばらつきがある場合、実際には対立がなくとも、論争が起きてしまう (pp.127-132)。

第三に、「帰結主義的議論」とは、ある語が認知バイアスを生み出し思考を歪めるなど、語を使用することで悪影響が生じるというものだ (pp.35-38)。「デモクラシー」が最善の統治とされる結果、代替案が検討されず、決定の改善は進

まない (pp.151-152)。

第四に、「もっとうまくやれる」は、欠陥のある語の代わりとなる、よりよい表現を提案する (pp.38-40)。例えば、「デモクラシー」という語の代わりに、主権や参政権、選挙などの語が使える (pp.138-140)。テキサス州共和党の投票法案の事例を見てみよう。民主党議員は、その法案に盛り込まれた郵便投票の制限などの措置を「アメリカのデモクラシーに対する根本的な攻撃」であると批判し、採決に必要な定足数を満たせないように州を離れた。それに対し、共和党議員は「デモクラシーを脅かすのは民主党だ」と批判した。問題は郵便投票の制限などの是非であり、「デモクラシー」という語の使用は、語彙効果をもたらすだけで、問題解決には全く役立たない (pp.143-144)。

しかしながら、「デモクラシー」という語に欠陥があるとしても、廃棄は極端すぎる。「デモクラシー」の用法に問題があるのなら、語を廃棄するのではなく、より適切な定義を与えればよいのではないだろうか。カペレンはこうした疑問に答えるために、第IV部で「改善論者 (ameliorator)」の立場を検討し、批判する。

カペレンはまず、改善的定義の具体例をいくつか挙げ、それらの問題点を指摘する (第10章)。例えば、トーマス・クリスティアーノは *Stanford Encyclopedia of Philosophy* で、「デモクラシー」を「集合的意思決定の重要な段階における参加者間のある種の平等を特徴とする集団の意思決定方法」と定義している。しかしながら、カペレンによれば、この定義には2つの問題点がある。第一に、「デモクラシー」を意思決定方法の一種とすると、「ノルウェーはデモクラシーである」などの文章を説明できなくなる。第二に、この定義では、「重要な段階」、「参加者」、「ある種の平等」が明確に定義されていない。そのため、例えば、ある集団が「民主的」とみなされるために、どのような種類の決定が、どの程度の量、どのような仕方ですら平等でなければならないのかがわからない (pp.159-165)。

仮に優れた「デモクラシー」の改善的定義が発

見されたとしても、まだ問題がある（第11章）。例えば、「デモクラシー」の無数の定義が存在することで、「言葉上の論争」が生じる（pp.184-188）。その上で、カペレンは、改善論者に対し、「候補となる言葉はたくさんあるのに、なぜ「デモクラシー」を使いたいのか？」と問う。クリスティアーノは「平等に基づく意思決定（equality-based decision-making）」を、シュンペーターは「競争的な投票に基づく決定（Competitive Vote-Based Decision）」を代わりに用いることができたはずである。「デモクラシー」にこだわっても何も得られず、むしろ多くの損害をもたらさう（p.192）。

こうした「デモクラシー」廃棄論に対しては、いくつかの反論があるだろう（第12章）。例えば、「デモクラシー」は無内容だとしても、語彙効果ゆえにレトリックとして有用なので廃棄すべきではないという反論がある。これに対し、カペレンは以下のように応答する。第一に、本書は考えを明確に伝えるために言語を使用する読者に向けて書かれている。そうでない用途（票を得る、群衆を動員するなど）で使いたいのであれば、お好きにどうぞ。第二に、「デモクラシー」という語はそうした用途でも有用ではない。なぜなら、別の意味でそれを使用する人々との対立を生み、健全な問題解決が妨げられるからだ。仮に語の使用が有用な例外があっても、「デモクラシー」を廃棄した方がよい」という一般的主張は損なわれない（pp.198-200）。もちろん、実際には多くの人は「デモクラシー」という語の使用をやめないだろうが、個人や小集団のレベルでの廃棄は実現可能である（pp.200-201）。

また、廃棄論を推し進めれば、「デモクラシー」だけでなく、「正義」や「自由」といった、他のほとんどの語も廃棄しないといけなくなるという反論もある。これに対し、カペレンは以下のように応答する。第一に、「デモクラシー」については廃棄した方がうまくいくな、なぜ廃棄しないのか。第二に、特定のケースや文脈の詳細を無視すべきではない。「デモクラシー」についての廃棄論が他の語についても成り立つとは限らな

い。その上で、その語を廃棄した方がよいとわかれば、廃棄しない理由はない。第三に、欠陥のある社会慣行の一つを改善しようとするとき、「他の欠陥のある社会慣行も改善しなければならなくなるから」という理由で、その改善に反対することは正当化しがたい。問題は一つ一つ改善していけば良く、これは欠陥のある語も同様である（pp.49-52, pp.213-215）。

本書の議論には一部重複があり、各章の議論の関連も不明瞭である。また、「デモクラシー」廃棄論があらゆる人々を対象にした一般理論として提示されることで、本書の説得力が削がれている点は否めない（pp.199-200）。万人に「デモクラシー」を廃棄すべき理由があるとしても、政治学者と一般市民では、廃棄理由の種類や強度は大きく異なるはずだ。「デモクラシー」廃棄論の提示も、特定のケースや文脈の詳細を無視せず、対象ごとに腑分けして行うべきであった。

こうした問題点にもかかわらず、本書を書評対象として取り上げたのは、「デモクラシー」という語を廃棄すべき」という主張に評者が共感を覚えるからである。

政治哲学・政治理論における「デモクラシー」の用法は、特に代表制との関係で問題含みである。まず、「デモクラシー」の基準が恣意的である。立法府の議員をくじ引きで選ぶ抽選代表制は「ロトクラシー（lottocracy）」と呼ばれ、「デモクラシー」と区別される一方、議員を選挙で選ぶ選挙代表制は「代表制デモクラシー」とされる。しかしながら、どちらも「直接デモクラシー」とは似ても似つかない制度に見える。

更に問題なのは、こうした呼称の違いが論証ハードルの格差を生むことだ。「代表制デモクラシー」の場合には「直接デモクラシー」とほぼ同様の利点を持つことが前提とされるが、ロトクラシーの場合はそうではない。例えば、先述したクリスティアーノは、代表者と被代表者の分業により、「直接デモクラシー」よりも各人の利益が増進されるから「代表制デモクラシー」は望ましいと述べる一方、影響力の機会の平等分配が影響力

の平等分配に劣るという理由で、ロトクラシーは退ける (*The Constitution of Equality*: 104-106, 108-111)。しかしながら、どちらの代表制も影響力を平等分配しないし、適切な制度設計が行われれば、分業の利点を享受するだろう。

論証ハードルの格差を是正するには、ロトクラシーではなく、「くじ引き民主主義」という語を用いることも手だが、その場合、「デモクラシーとは何か」という結論の出ない問題に時間が費やされる。それならば、いっそのこと「デモクラシー」という語を廃棄し、具体的な制度の是非を議論した方が建設的ではないだろうか。

もちろん、「デモクラシー」の使用を即座にやめるのは難しい。評者自身も、少なくとも当分の間は「デモクラシー研究者」と名乗るだろう。しかしながら、「デモクラシー」の部分的廃棄は簡単に実行できるはずである。文脈上必要のない箇所では「デモクラシー」や「民主的」という語を使うのをやめ、別の用語で置き換えられないかを考える。例えば、先述した2つの代表制は、それぞれ「ロトクラシー（抽選代表制）」と「エレクトクラシー（選挙代表制）」と呼べばよい。そのようにして、「デモクラシー」依存を減らすことができれば、より明晰かつ公正な議論につながるはずである。

なお、本書は、オープンアクセスとなっており、オックスフォード大学出版会のHPでダウンロード可能である (<https://academic.oup.com/book/46847>)。関心を持たれた方は、是非読んでいただきたい。

政治的リベラリズムのフェミニズム的ポテンシャル？

—Gina Schouten, *Liberalism, Neutrality, and the Gendered Division of Labor* (Oxford University Press, 2019) を読む

宮本雅也 (日本学術振興会特別研究員 (PD)・東京大学)

著者ジーナ・シャウテンは、ウィスコンシン大学マディソン校で博士号を取得後、イリノイ州立大学で教鞭をとり、現在はハーバード大学哲学科に所属している。専門は政治哲学・倫理学、フェミニズム哲学および教育の正義論である。

本書を現在の規範的政治理論の研究文脈に位置づけよう。従来、フェミニズムはリベラリズムの正義論を批判するものとみなされてきた。ジョン・ロールズの理論はリベラリズムの正義論を代表するものであるため、ロールズはフェミニズムからすれば主要な批判対象であった。フェミニズムによるリベラリズム批判で重要な論点になってきた点として、リベラルな公私区分によって、家族の問題や性別分業やケア責任の不公正な分配に対する批判ができないという点を挙げられる。しかし、近年、ロールズの理論、とくに後期ロールズの「政治的リベラリズム」の理論が有しているフェミニズム的なポテンシャルを再検討する文献が目立つようになってきている。本書もまた、そのようなロールズ的リベラリズムのフェミニズム的ポテンシャルを検討する研究文脈に位置づけられる。

著者は、性別分業を取り上げ、政治的リベラリズムの理論から性別分業の克服につながる諸政策、すなわち、育児・介護休業に対する支援、ケア提供に対する援助、労働時間規制など、を要請することができることを論証しようとしている。

本書の構成を確認する。第1章から第5章までの議論が、問題の提示や失敗する論証パターンの検討などの準備的作業である。そして、第6章と第7章で、著者が支持するポジティブな論証が展開される。すなわち、性別分業の克服を目指す政治的介入を支持する政治的リベラリズムに依拠する論証が示される。ここでは、論証の準備的作業に関しては、第1章・第2章における本書の問題設定を簡単に見る。その上で、第6章・第7章に

おけるポジティブな論証をより詳しく取り上げる。

まず、問題設定を見よう。なぜ政治的リベラリズムにとって上記のような性別分業の克服につながる政治的介入の正当化が理論的に困難になるのか。その困難さは、政治権力行使の正統性のための「中立性制約」と「理にかなっていること」に関わり、以下のように説明される。「理にかなっていること」は、ロールズの用語で、リベラルな社会の市民が、社会が公正であること・相互の視点や立場を入れかえても社会が正当化可能なものになっていることに強い関心を向けるということ、およびそうした市民が有する善の構想の性質を意味する。「理にかなった多元主義」の社会、つまり理にかなった「善の構想」が複数存在する社会において、ロールズと同様に、「道徳的人格」としての市民を想定する場合、正統性の問題として、政治的決定には次のような中立性制約がかかる。その制約とは、政治的決定は、あらゆる理にかなった善の構想から可能な限り独立していなければならない、という制約である。つまり、道徳的人格としての市民は自分の善の構想を、つまり各人独自の善い生き方に対する解釈を有しているのであるから、そうした善の構想の多元主義を前提にしたうえで、政治権力の行使は相互に対して正当化可能でなければならないということである。この相互正当化可能性は理にかなっていることからの要請として位置づけられる。

しかし、ジェンダー平等を目指した政治的介入の正当化がこの中立性制約を充たすことが困難であることが指摘される。なぜだろうか。この判断は理にかなっていることに対する著者の理解に依存する。著者によれば、ある人の善の構想を「理にかなわない」と判定するには、当該の善の構想が市民の政治的自由の平等を拒否しているか、理にかなった多元主義の事実を否定しているかであ

る必要がある。この際、性差別主義者の教説の場合は、女性の政治的権利を否定する点で理にかなわないことになる。しかし、著者によれば、(この判断は論争的だと思われるが)ジェンダー平等自体に価値を認めない、あるいは他よりも低い価値しか認めないがゆえに、性別分業の克服を目指す介入に反対する人びとは、理にかなわないわけではない。つまり、そうした人びとを政策の正当化対象から外すことはできない。それゆえ、中立性制約を支持する政治的リベラリズムの立場からは、性別分業の克服のための政治的介入を支持できない可能性があるという問題が生じる。

以下、著者が提示するポジティブな論証、つまり政治的リベラリズムの内側からでもジェンダー平等を目指す諸政策を支持することができるという論証を見ていく。その論証は2段階で提示される。つまり、(1)「包括的自律」を促進することを支持する政治的・中立的な論証に依拠する、(2)「安定性」による論証である。「包括的」と「政治的」は対立する観念であり、ロールズ自身が支持していないはずの包括的自律の価値促進を政治的リベラリズムの内側からなしうると主張する点で、この論証は独特の主張となっている。

第6章では、第一段階の自律を支持する論拠が提示される。まず、著者は、シティズンシップの観念に着目して、政治的介入に対して中立性制約がかかるのは「シティズンシップに伴う利害関心(citizenship interests)」によると述べる。政治的リベラリズムにおける「シティズンシップ」は、ロールズが提示した理想化された人格構想すなわち「自由で平等な道徳的人格」を前提にして想定される市民に対する理解である。シティズンシップに伴う利害関心から、一定の政治的介入がポジティブに要求される。ロールズが提示した「自由で平等な道徳的人格」の理想化された構想に伴い、市民たちが一定の基礎的な利害関心を有していると想定できる。ここには、市民が有する「自由」の反映として、すなわちリベラルな社会の市民たちには一定の生き方の自由があるはずであるため、各人が自身の善の構想を形成・修正・追求することへの利害関心が含まれる。そうした利害

関心を保護するための政治権力の行使は、むしろ政治的リベラリズムにおいて要求される介入であることになる。包括的自律の促進が、そうしたシティズンシップに伴う利害関心の点から共有される政治的価値であると、著者は主張する。

この点は次のように説明される。必要なのは、政治的介入を支持する理由が相互に受容可能なものであること、つまり正当化理由の中立性だけである。そうであるとすれば、何らかの包括的価値の促進を正当化する十分な「政治的理由」が、すなわちシティズンシップに伴う利害関心の点から共有される理由が存在する場合、そうした価値を促進するための介入は正統なものとなる。そして、まさに包括的自律の促進を支持する、そうした政治的理由を提示することができる。

その論証を見ていく。各人が有する善の構想を修正する能力はシティズンシップの構想に含まれる能力の一つである。この能力を保護するためには、包括的に自律的に反省したり行為したりする能力を確保する必要がある。そのような自律の能力にマイナスになるライフスタイルをいま現在送っている個人について考えてみる。そうした個人は、包括的な自律のロール・モデルがその個人に対して明示的に示される場合にのみ、そのような自律の能力を発達させることができる。そうであるとすれば、市民たちは、包括的に自律的な生活を価値づけていない人びとにとってさえ、自律のロール・モデルがアクセス可能であるほどに、包括的に自律的なライフスタイルが広範に存在することを確保することに利害関心を有していることになる。そのとき、仮にそうしたライフスタイルが広く存在していない場合には、そうしたライフスタイルを援助することを、シティズンシップに伴う利害関心が支持することになる。

こうした論拠に関しては、ポイントが二つある。第一に、「包括的リベラリズム」、各人の善の構想に強く影響する「包括的教説」としてのリベラリズム、の場合は包括的自律それ自体に価値があることを根拠にするのに対して、著者の政治的リベラリズムは間接的な根拠づけを選んでいく。つまり、シティズンシップに伴う利害関心から始

めて、包括的に自律的に反省できることが、各人が善の構想を修正しようとする場合に自身の善の構想を修正するための能力を確保するために必要であるという形で根拠づけられている。第二に、自律的な反省を可能にする環境が、つまり自律的な生が目に見えるほどに広く存在していることが確保されている場合、特定の個人が結果的に包括的自律を価値づけられないような善の構想、典型的には伝統的な宗教的教説に依拠する生き方などを選択することは、この論証からしても許容される。むしろ、すべての個人に包括的自律を価値づけるように強制することのほうが否定されている。

以上、包括的に自律的な生を広範に存在させることを支持する政治的論拠を示した上で、第7章で、第二段階の、ジェンダー平等のための政治的介入を支持する安定性による論証が展開される。

その「安定性」による論証を見よう。ロールズ理論において「安定性」とは、正義にかなった社会において、一定の逸脱が生じた場合も、元の正義にかなった制度編成への回復の力が作動することを意味する。この意味の「安定性」は、各市民が有する正義感覚などの道徳的動機づけから安定化の力を得るため、たんなる力の均衡とは区別され、「正しい理由による安定性」と呼ばれる。シティズンシップに伴う利害関心に依拠すれば、政治的正義にかなったりばらばらの社会は、すべての市民に対してジェンダー平等のライフスタイルを送る「真に利用可能な機会」を確保する必要がある。性別分業と結びついた社会規範や社会制度がそのようなライフスタイルの利用可能性を妨げる場合は、シティズンシップに伴う利害関心によって、そうしたジェンダー平等に対する障害物を取り除くための政治的介入が正当化される。なぜなら、包括的自律の保護に政治的価値を認めている市民たちを前提にするならば、ある人の生物学的な性別がその人が行う仕事の種類を指示するという想定、つまり性別分業に基づいて社会制度が構造化されている場合には、市民たちが理にかなった仕方ですらそうした社会に対する忠誠を撤回してしまうからである。つまり、そのジェンダー不平等の社会は、自律の政治的価値を否定するものであ

り、正しい理由による安定性を確保することができない。さらに、安定性自体も政治的価値であり、シティズンシップに伴う利害関心から不安定性を回避する理由を説明することができる、とされる。

最後に、以上のような論証に対して、簡単にコメントしておく。率直に言って、競合する論証に比べて、入り組んだ論証になっていると感じられる。例えば、自律を重視する包括的リベラリズムの場合であれば、包括的な価値としての自律から、女性の自律も男性の自律と等しく重要であるとみなして、ジェンダー平等に向けた介入を支持することができる。あるいは、ケアの倫理の立場に立てば、「ケア」が重大な価値でありつつも同時に環境によっては過剰な負担にもなりえるというケア概念に対する解釈から、ジェンダー間のケア労働の均等化を、つまり性別分業の否定を導き出すことができる。これらの競合する立場に比べて、政治的リベラリズムの方こそをとるべき説得的な理由の提示が不十分であるように思える。

もちろん、著者の側から、政治的リベラリズムのほうが理にかなった多元主義の社会に適しているという反論が可能である。しかし、哲学的教説の包括性を避けたからといって、「論争性」が避けられているわけではない。本書も、後期ロールズのシティズンシップの構想、すなわち「社会的協働に参加する自由で平等な道徳的人格」の構想をそのまま採用している以上、ロールズ自身と同様に、他の教説からの人格構想に対する挑戦にさらされる。例えば、ケアの倫理を代表する論者 E. F. キテイであれば、本書の議論もまた人々の依存や脆弱性を捉え損なっていると批判するだろう。多元主義的社会において、市民・人格の構想をどのように正当化できるかは、依然としてロールズ理論にとって大きな課題として残っている。

このように、政治的リベラリズムの範囲に留まるべきか、市民・人格のロールズの構想をどのように正当化できるかという重大な課題が残されているものの、政治的リベラリズムとフェミニズムの和解に向けて理論的考察を展開した本書は、重要な貢献として理解されるべきであろう。

第32回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ

2025年5月24日(土)・25日(日)に東北大学で開催される第32回研究大会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 募集するパネルのテーマ

- ・多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第32回統一テーマ「習俗の政治学」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

2. 応募資格

- ・パネルを構成する者が全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- ・2024年度研究大会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、2024年度研究大会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、2025年度研究大会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。
- ・2025年度パネルで報告者を務めた方は、2026年度と2027年度の公募パネルに報告者として応募することができません。

3. パネルの構成、時間、使用言語

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。

- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分(予定)です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。
- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催中の土曜日・日曜日の大会開催時間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。
- ・パネルで使用される言語は、日本語もしくは英語とします。

4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
- ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。
- ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行われる場合は、パネルの題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したのもも添付すること)。
- ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行

われる場合は、報告の題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したのも添付すること)。

③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

- ・ Eメール宛先

苺部直 karube@j.u-tokyo.ac.jp 件名欄に「政治思想学会 2025年度 公募パネル」と明記してください。

- ・ 締切日 2024年9月8日(日)必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2024年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2025年5月1日(木)までに、報告原稿(フルペーパー)のファイルを(1)HP担当者の小田川理事 <daisuke.odagawa@gmail.com>、早川理事 <mhykw@ris.ac.jp>、岡崎理事 <okazaki.seiki.882@m.kyushu-u.ac.jp>の三者、および(2)苺部理事(karube@j.u-tokyo.ac.jp)にメールでお送りください。ファイルは、Microsoft Word、PDFのいずれかの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿(フルペーパー)を事前に送付してください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

研究企画委員会 苺部直 (東京大学) (主任)
安藤裕介 (立教大学)
森川輝一 (京都大学)
鹿子生浩輝 (東北大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

苺部直 karube@j.u-tokyo.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

第32回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2025年5月24日（土）・25日（日）に東北大学で開催される第32回研究大会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。2024年度研究大会の自由論題に採用された方は応募できません。2025年度研究大会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40 - 18:30の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明（2,000字以内）を記した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ 報告および報告原稿は日本語によるものとします。
- ・ Eメール宛先
苅部直 karube@j.u-tokyo.ac.jp
件名欄に「政治思想学会 2025年度 自由

論題」と明記してください。

- ・ 締切日 2024年9月8日（日）必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2024年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2025年5月1日（木）までに、報告原稿（フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Wordのいずれか）を送付してください。
- ・ 送付先は、(1)HP担当者の小田川理事 <daisuke.odagawa@gmail.com>、早川理事 <mhykw@ris.ac.jp>、岡崎理事 <okazaki.seiki.882@m.kyushu-u.ac.jp> の三者、および (2) 当該分科会のパネリスト（司会者・報告者）全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

研究企画委員会 苅部直（東京大学）（主任）
安藤裕介（立教大学）
森川輝一（京都大学）
鹿子生浩輝（東北大学）

☆この件についての問い合わせ先☆

苅部直 karube@j.u-tokyo.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 自由論題 問い合わせ」と明記してください。

「学会報告奨励賞」(2024年度)のご案内

学会報告奨励賞(2024年度)は、2025年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題での発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。質問がありましたら政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: jcsptoffice@gmail.com)。

学会報告奨励賞 応募規定(2024年度)

1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2024年9月8日(日)までに応募すること。

4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」と明記すること。

と明記すること。

- (1)履歴書
- (2)業績書
- (3)原則として、他組織からの援助のないものを優先するので、申請時にはかの組織による援助を受けることが決定している場合、あるいは援助を申請中の場合は、業績書にその旨を明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

5. 支給額

交通費:4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費:1万円以内の実費。

6. 注意事項

①本賞の受賞者が他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。応募者は二重給付の事態が生じないように留意すること。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談のうえ予約手続きを進めること。

「海外招聘候補者希望フォーム」による受付のお知らせ

国際交流委員会

代表挨拶においても言及されていますが、今後の政治思想学会研究大会において海外の研究者を招聘するにあたり、会員の皆様からご意見や情報を募ることとなりました。つきましては海外の研究者について招聘の希望がある方は、下記のQRコードからGoogle Formにアクセスして必要事項を記入して下さい。同じGoogle Formへのリンクは、今後学会ホームページ上でも掲載される予定です。集まった情報は国際交流委員会と事務局で管理し、各年度の大会企画委員会と共有のうえ、今後の企画や海外招聘の参考にさせていただきます。皆様からのご意見をお待ちしております。



2024年7月20日発行 発行人 安武真隆 編集人 辻 康夫

政治思想学会事務局 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

立命館大学法学部 山本圭研究室内

E-mail: jcsptoffice@gmail.com

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F

Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842

学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>